

令和5年7月6日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

－ 法務省主唱「第73回社会を明るくする運動」関連事業 －

## 第31回社会を明るくする運動推進大会の実施について

毎年、7月1日から一か月間を強調月間として、法務省の主唱による「社会を明るくする運動」が全国一斉に展開されています。

この運動期間中に、豊川市では「社会を明るくする運動推進大会」を下記のとおり開催します。

- 記
- 1 事業名 第31回社会を明るくする運動推進大会
  - 2 日時 令和5年7月15日（土）  
午前10時から午前11時30分まで
  - 3 場所 豊川市文化会館大ホール  
（豊川市代田町1丁目20番地の4 電話 0533-84-8411）
  - 4 主催 豊川市社明運動推進委員会  
豊川市青少年育成市民会議
  - 5 事業内容
    1. 善行児童生徒の顕彰（豊川市内の小・中学校）
    2. 中学生の意見発表（南部中学校2名）
    3. 音羽中学校吹奏楽による記念演奏
    4. 標語朗読
    5. 啓発物品の配布
  - 6 その他 開催要領添付



善行児童生徒の顕彰



中学生の意見発表

### 【お問い合わせ先】

豊川市役所 福祉部 地域福祉課 担当：佐野・村川・酒井

TEL:0533-95-0231 Eメール:chiikifukushi@city.toyokawa.lg.jp

# 社会を明るくする運動推進大会

## 開 催 要 領

### 1 趣 旨

近年、社会経済情勢等の変化に伴い、地域住民の意識の変化や価値観の多様化が進んでいます。生活スタイルの変化や人口減などによる血縁、地縁といったつながりが弱まっていく中で、次代を担う青少年の健全な育成において重大な影響が懸念される状況にあります。

特に、青少年非行は、低年齢化傾向とともに、経済的に不自由のない家庭の少年の非行が増加する等その動向は憂慮すべきところであります。

こうしたことは、地域社会における人間関係の希薄化や、家庭での会話の欠如等、青少年を取り巻く社会環境の変化によるところが大きいと思われれます。

これに対処するために、家庭、学校、市及び関係団体等が地域における相互の連携を強化し、犯罪を誘発しないような社会環境をつくる必要があります。そのひとつとして、「社会を明るくする運動」「青少年の健全育成運動」「暴力追放、防犯活動」のそれぞれの関係者と地域住民が一堂に会し犯罪のない明るく住みよい社会を築くために、連帯して力強い運動に発展させる契機となるよう本大会を開催するものです。

### 2 名 称

## 第 3 1 回社会を明るくする運動推進大会

社会を明るくする運動（標語）

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

青少年健全育成運動

「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」

### 3 主 催

豊川市社明運動推進委員会

豊川市青少年育成市民会議

4 後 援

豊川市、豊川市教育委員会、豊川警察署、豊川市社会福祉協議会、  
豊川商工会議所、豊川信用金庫、ひまわり農業協同組合

5 日 時

令和5年7月15日（土）午前10時～

6 会 場

豊川市文化会館大ホール

7 事業内容

- (1) 善行児童生徒の顕彰
- (2) 中学生の意見発表
- (3) 音羽中学校吹奏楽による記念演奏
- (4) 標語朗読
- (5) 啓発資料の配布

8 広報活動

広報とよかわ6月号に掲載